

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 1 日作成

法 令 名	: 静岡県情報公開条例
根 拠 条 項	: 第 5 条
処 分 の 概 要	: 公文書の開示請求
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会、静岡県警察本部長
法 令 の 定 め	: 静岡県情報公開条例第 6 条（開示請求の手続）、同第 11 条（開示請求に対する措置）
審 査 基 準	: 別紙参照
標 準 処 理 期 間	: 静岡県情報公開条例第 13 条の規定による。
申 請 先	: 静岡県警察本部警察相談課、警察署警務課
問 合 せ 先	: 同 上
備 考	:

公安委員会・警察本部における情報公開条例審査基準

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。この審査基準は、こうした観点から、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う公文書の開示・非開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準及び具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・非開示の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、この審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例が個々に掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本事項

1 開示・非開示の基本的な考え方

条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的とするものであることから、保有する情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や県民の安全等公共の利益も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報として、できる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第7条の規定の適用により非開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、条例第9条に基づき裁量的に開示ができることとされている。

2 非開示情報の取扱い

条例は、第7条で、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について「非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。」と規定しており、非開示情報が記録されている場合については、明文の規定を設けていない。条例では非開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認める時」は、開

示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されているときの非開示情報の取扱いは、部分開示（第8条）として扱うこととなる。

3 非開示情報の類型

条例第7条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の非開示情報には該当しない場合であっても、他の号の非開示情報に該当し非開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第7条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第7条各号の「公にすること」

条例第7条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人にも、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、第7条各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとなる。

5 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第2 非開示情報

1 条例第7条第1号（法令秘情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（法令秘情報）

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

【趣 旨】

第1号は、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

(1) 法令

法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。

(2) 条例

この条例以外の条例をいい、当該他の条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。

この条例と他の条例とは、公文書の開示に関して一般法と特別法の関係となるものであるため、当該他の条例が公にしないと定めた情報は、この条例において開示することができないものである。

(3) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいう。この場合の指示その他これに類する行為とは文書によりなされるもので、公にしてはならない旨が明記されているものをいう。実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為としては、例えば地方自治法第245条の7の規定による是正の指示、同法第245条の9第1項の規定により処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたものが該当する。

なお、条文上「その他これに類する行為」としたのは、指示が地方自治法第245条第1号に規定する指示だけを意味するものではないことを明確にするためである。

(4) 公にすることができないと認められる情報

法令等、基準又は指示の文言、趣旨等から明らかに公にすることができないと認められる情報をいう。

ア 目的外使用が禁止されている情報

- イ 個別法により守秘義務が課されている情報
- ウ 手続の非公開が定められている調停等に関する情報
- エ 関係人以外は閲覧できないとされている情報
- オ その他趣旨、目的からみて明らかに公にすることができないと認められる情報

【運用】

地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準の形式は告示等に限られていないので、通知として示される場合もあり得る。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第 249 条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めているので、権限のある者から書面で公にしてはならないこととされている場合には、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

2 条例第7条第2号（個人情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（個人情報）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

【趣 旨】

第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非開示とすることとした。その一方、個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものをただし書により例外的に非開示情報から除くこととした。

【解 釈】

(1) 個人に関する情報

思想、信条、心身の状況、所得、財産など個人の人格や私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報をいう。

なお、死者に関する情報についてもこの規定の対象とする。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

第7条第3号（事業活動情報）に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第3号で判断することとしたため、第2号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報もあり、それらは第2号により開示するかどうか判断されることになる。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができる。

氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

なお、「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」が含まれるため、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合や、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も、「その他の記述等」に含まれる。

また、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定のある「個人識別符号（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、個人番号、国民健康保険等の被保険者証の番号等）」も、その情報単体又は他の情報と照合することにより個人を識別することができるため、「その他の記述等」に含まれる。

(4) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(5) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

(6) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（ただし書ア）

法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいう。ただし、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まれない。

また、公にすることが予定されている情報とは、開示請求の時点においては公にされていないが将来公にすることが予定されている情報をいう。また、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表されるものについても同様である。

- (7) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（ただし書イ）

個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

- (8) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。（ただし書ウ）

公務員等の職務遂行に係る情報は、半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外するものである。ただし、次のク、ケの理由から、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分はただし書を適用しないこととする。

ア 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員

一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれる。

イ 独立行政法人等の役員及び職員

独立行政法人等情報公開法第2条第1項に定める法人の役員及び職員をいう。ただし、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員の身分が与えられるためアに該当する。

ウ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員

地方公共団体のすべての公務員をいう。一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれ、地方議会の議員、附属機関である審議会の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。

エ 地方独立行政法人の役員及び職員

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

オ 地方三公社の役員及び職員

静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社の役員及び職

員をいう。

カ 当該公務員等の職

当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名を含む。）

キ 公務員等の職務遂行に係る情報

公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。

ク 公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合

公務員等の氏名は職務の遂行者としての情報であるとともに、当該公務員等の私生活における個人識別のための情報でもあることから、氏名を公にすることによって、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することがあり得る。このような場合には当該公務員等の氏名に係る情報は開示しないとするものである。この場合、「不当」であるかどうかは当該公務員等が保有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することとなる。

なお、職に関する情報はその職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、特定の公務員等を識別できる場合であっても開示の対象となる。

ケ 警察職員

警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い（本人や家族への嫌がらせ行為などにより私生活に影響を及ぼすおそれなど）ため、ただし書ウにより、一律に氏名を開示することはしないこととするものである。

したがって、警察職員の氏名に係る部分についてはただし書ウではなく、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示・非開示を判断することになる。

【運用】

(1) ただし書イ

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第15条第2項及び第3項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

(2) ただし書ウ

ア 条例第7条第2号ただし書ウが適用されることになる公文書は、条例が公布された日（平成12年10月27日）以後に実施機関の職員が職務上、作成又は取得した公文書である。（条例附則第3項）したがって、公布日前に作成又は取得された公文書については、条例第7条第2号ただし書ア又はただし書イに該当するかどうかで開示・非開示の判断をするものとする。

イ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には非開示となる。

(3) 本人情報の取扱い

条例第7条の解釈1で述べているとおり、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものではないことから、開示請求者が自己に関する情報について開示請求をした場合であっても第三者が開示請求した場合と同様に取り扱う。

【具体例】

(1) 警察職員の氏名の取扱い

本県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。本県警察が保有する公文書に記載されている警察庁の職員は、国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準に基づき、警視又は同相当職以上の職員とする。

また、他の都道府県警察の職員の氏名については、当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当する場合又はその他の非開示条項に該当する場合は、非開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

(ア) 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

- (ウ) 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合
- イ 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。
- (ア) 警察において、国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合
- (イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
- ウ 上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣 旨】

本号は、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることとなった個人情報保護法に基づき、取扱いのルールが定められている行政機関等匿名加工情報及び削除情報が、公文書開示請求により開示されることを防ぐために、公文書に行政機関等匿名加工情報及び削除情報が記録されている場合は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

(1) 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報は、個人情報保護法の規定に基づき、個人が識別できないように加工された情報であり、「個人情報」には当たらない。

しかし、個人情報保護法において、行政機関等匿名加工情報について、当該情報を扱うことができる者の審査等の規定があるところ、そのような情報を何人も目的を問わず行うことができる公文書開示請求において開示してしまうと、個人情報保護法における行政機関等匿名加工情報の制度趣旨に反することになる。そのため、個人情報保護法第109条第2項において、法令（条例を含まない。）に基づく場合等を除き、行政機関等匿名加工情報の提供が禁じられていることから、非開示とする。

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

公文書開示請求において、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた記述又は個人識別符号が開示されると、当該行政機関等匿名加工情報と照合することにより、加工前の「個人情報」が復元されるおそれがあることから、非開示とする。

3 条例第7条第3号（事業活動情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（事業活動情報）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣 旨】

自由経済社会においては、法人その他の団体又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要がある。

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる場合を除き、非開示とすることを定めたものである。

また、実施機関の要請を受けて、法人等又は事業を営む個人が公にしないとの条件で任意に提供した情報が記録されている公文書は、合理的な範囲で非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

(1) 法人その他の団体

営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等も含まれる。また、権利能力なき社団も含まれる。

(2) 事業を営む個人

地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいう。

(3) 当該事業に関する情報

営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など）は本規定に該当せず、第2号の個人情報で判断する。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると

認められる情報を除く。(ただし書)

法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益は保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益の比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

- (5) 法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ア 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれる。

イ 公にすることにより、アの権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

- (ア) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

- a 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの
- b 生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの
- c 経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの

- (イ) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

- a 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
- b 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報
- c 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって調査可能な情報

- (6) 非公開特約付きの任意提供情報

実施機関は法令等の根拠によらず、任意の協力により、事業を営む個人、法人等から情報を入手する場合があります、これらの情報が公開しないことを条件に提供

されたものである場合、情報提供者の非公開の取扱いに対する期待と信頼は保護に値するものである。

このことから、非公開特約付きの任意提供情報の規定を設けたものである。

ア 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの

実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は個人が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。

イ 法人等又は個人における通例として

客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、公にしないとする慣行が存在するかどうかを判断することとなる。

ウ 当時の状況等

当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更（例えば、その後に提供者自ら公にした場合や公にすることについて提供者の承諾が得られた場合など）を勘案する余地も残す趣旨である。

【運用】

(1) ただし書

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

(2) 条例第 7 条の解釈 1 で述べているとおり、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものではないことから、開示請求者（この場合、法人等又は事業を営む個人）が自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者が開示請求した場合と同様に取り扱う。

(3) 実施機関は、行政指導により情報を提出させる場合が多く、非公開を暗黙の前提として情報を得ることがあった。しかし、今後、任意の情報提供を要請するに当たっては、相手方に本号の趣旨を説明し、公にしないことを情報提供の条件とする場合にはそのことを明らかにしておく必要がある。

なお、実施機関は、事務又は事業の執行に不可欠な情報の収集については、根拠規定を定め、それにより情報の収集を行うよう努めるべきである。

【具体例】

(1) 第 3 号ア関係

ア 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示する。

イ 入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、第3号アに該当し非開示とする。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、第3号アに該当しに非開示とする。（なお、重疊的に条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）にも該当する場合があり得る。）

(2) 第3号イ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、第3号イに該当し非開示とする。（なお、重疊的に条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）にも該当する場合があり得る。）

4 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（犯罪の予防、捜査等情報）

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

第4号は、公共の安全と秩序を維持するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共の安全と秩序の維持の代表例であり、刑事法の執行を中心としたものに限定するものである。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備、交通規制等のいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第6号の「事務又は事業に関する情報」により、開示・非開示を判断することになる。

ア 犯罪の予防

刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為又は犯罪の発生を未然に防止することをいう。

イ 鎮圧

犯罪がまさに発生しようとするときその発生を阻止し、又は犯罪が発生した後においてその拡大を防止し、終息させることをいう。

ウ 捜査

捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。

エ 公訴の維持

証拠により有罪を立証する活動を行うことをいう。

オ 刑の執行

死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。

- (2) 支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の

維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とするものである。

イ 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当であるとの考え方を表わしている。ただし、条例第24条第1項の規定により、情報公開審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、本号に該当する情報が記録された公文書の提示を求めることができる。

【運用】

犯罪の予防、捜査等情報は次のようなものをいうが、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したもの、たとえば、捜査事項照会文書、同回答文書、火薬庫台帳、毒物・劇物台帳、麻薬・覚せい剤、大麻の取扱業者名簿なども該当する場合がある。

- (1) 犯罪捜査等の事実又は内容に関する情報
- (2) 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
- (3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報
- (5) 被疑者、被告人の留置、勾留に関する情報

【運用の基準・具体例】

- (1) 公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるお

それがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、第4号の趣旨に記載したとおり第4号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第4号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第4号に該当し非開示とする。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第4号に該当し非開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

5 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）に基づき非開示とする情報
【条例の定め】

（審議、検討又は協議に関する情報）

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損われるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

第5号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損われることのないようにする観点から定めたものである。県の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の県の機関等の内部情報の中には、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるものがあることから、これらの情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

- (1) 外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (2) 未成熟な情報であつて、公にされることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 公にされることにより特定の者に不当に利益を与え又は不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解 釈】

- (1) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人の機関及び地方三公社

県の機関とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

国の機関及び他の地方公共団体の機関とは、国及び他の都道府県、市町等の地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）のすべての機関をいい、大臣、知事、市町長のほか、それらの補助機関（職員）等を含むものである。

独立行政法人等とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

地方三公社とは、静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社をいう。

- (2) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間

ア 県の機関の内部

イ 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の内部

ウ 県の機関の相互間

エ 県の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の相互間

オ 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の相互間

(3) 審議、検討又は協議に関する情報

県の機関等の内部又は相互間における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものも含まれる。また、情報には当該審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

(4) 不当に

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいう。

【運用】

静岡県公文書の開示に関する条例（平成元年静岡県条例第 15 号）第 9 条第 5 号で規定する「合議制機関等」の会議に係る情報について、本号により開示又は非開示の判断をする場合は、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に率直な意見の交換等が不当に損われるおそれがあるかどうかで判断することになる。

なお、条例附則第 11 項及び第 12 項は、合議制機関等の会議に係る情報で条例公布日前に開催された会議に係るものについての特例措置を設けている。

6 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（事務又は事業に関する情報）

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

第6号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

アからオまでは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、各グループごとに公にすることにより生ずる典型的な支障を示したものであるが、公にすることによる支障はこれらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は非開示とされる。

【解 釈】

- (1) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業
- 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- (2) 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

(3) 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ非開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

(4) 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(5) 監査、検査、取締り、徴税又は試験

指導監査、立入検査、各種取締り、税務調査、試験の実施等のほか、各種の監視・巡視等の事務が含まれる。

(6) 契約、交渉、渉外又は争訟

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が当事者となるものに限定される。

「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいう。

「渉外」とは、外国、国、独立行政法人等、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、式典、交際等の対外的事務をいう。

「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等をいう。

(7) 調査研究

調査研究とは、大学、試験場、工業技術センター等の試験研究機関において行われる調査、研究、試験等をいう。

なお、一般の実施機関の行う調査研究に関する情報については、第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」で判断することになる。また、取締りのための調査はア、契約のための調査はイに該当する。

(8) 人事管理

職員の採用、退職、異動、懲戒、分限等をいう。

(9) 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業

地方公営企業法等の適用される事業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業をいう。地方公営企業の場合は事業活動情報と基本的には共通するものの、地方公共団体が経営していることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

【運用の基準・具体例】

第6号に該当する代表的な情報の例は、上記に記載されているとおりであるが、公安委員会及び警察本部長において特記すべきものとしては、次のものがある。

(1) 試験問題

警察学校における試験問題、警察本部における昇任試験問題等については、実施前は非開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第7条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当する場合もある。）

(2) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、第6号に該当し非開示とする。

7 条例第7条第7号（会派又は議員個人の活動に関する情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（会派又は議員個人の活動に関する情報）

- (7) 議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であつて、公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

第7号は、公にすることにより、会派活動又は議員個人の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 議会における会派の活動に関する情報

- (1) 「議会における会派」とは、各議員の政治目的を達成するために共同の調査活動を行うグループ（所属議員数2人以上で構成される。）として議長に届出された集団をいう。
- (2) 「会派の活動に関する情報」とは、会派が行う調査研究等の活動に関する情報又は会派の代表者等で構成する各会派代表者会議等会派間の協議、調整等に関する情報その他の会派が組織的に行う活動に関する情報をいう。

2 議員個人の活動に関する情報

議会の公務、会派の活動を除く議員個人として行うすべての政治活動に関する情報をいう。例えば、議員個人として行う住民や各種団体からの相談や要望の受付、各種団体や個人との懇談会の開催、式典・講演会・懇談会・研修会等への参加、先進事例の調査等のための旅行、議会事務局等を通じた調査依頼に関する情報等が該当する。

なお、議会の公務とは、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席、議会が行う視察への参加、議長又は副議長等が行う議長の職務の遂行等をいう。

3 公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

会派又は議員個人の活動に関する情報を公にすることにより会派又は議員個人の活動に著しい支障を生ずるかどうかは、開示することによって得られる利益と会派又は議員個人の活動への具体的支障等を比較衡量した上で判断されることになる。著しい支障を及ぼすおそれがある情報としては、次のようなものがある。

- (1) 会派又は議員個人が行う調査研究等の活動に関する情報であつて、公にすることにより、会派の活動又は議員個人の政治活動の自由を制約するおそれがあるもの
- (2) 会派間の協議、調整等に関する情報であつて、公にすることにより、適正な協議、調整が阻害されるおそれがあるもの

第3 部分開示

【条例の定め】

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

第8条は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めるとともに、開示請求に係る公文書に前条第2号に規定する個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことができるときには、個人識別性のある部分を除いて開示する義務があること及びその要件を定めたものである。

【解 釈】

1 部分開示

(1) 次の場合は、公文書の全部を非開示とするのではなく、部分開示を行わなければならない。

開示請求された公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

(2) 容易に区分して除くことができるとき

非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分離することが、公文書を損傷することなく、多くの費用と時間をかけずに、また、物理的、技術的な困難さを伴わずにできる場合をいう。

なお、電磁的記録を開示する場合には、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分の区分自体は容易であっても分離が技術的に困難な場合があり得るので、その場合については部分開示の義務はなく、開示しない旨の決定を行うことになる。

(3) 有意の情報が記録されていないと認められるとき

非開示情報が記録されている部分を除いた部分が無意味な文字又は数字の羅列となる場合等をいい、開示しない旨の決定を行うことになる。その場合には非開示情報を除くと、有意の情報が含まれなくなることを開示請求者に対して具体的に説明する必要がある。

2 個人情報の部分開示の扱い

個人に関する情報であっても特定の個人を識別することができない状態であれば、これを開示してもプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少なくない。そこで、氏名その他個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる部分の情報は、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報には含まれないものとみなして開示するものである。

なお、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報は、当該個人がその流通をコントロールすることができるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人識別性がない場合であっても開示してはならない。このように個人に関する情報の中には特定の個人が識別されない状態であっても、それを開示することにより個人の権利利益を害する場合があるので、慎重な取扱いが必要である。

【運 用】

公文書を部分開示する方法

1 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

(1) 閲覧

ア 非開示部分がページ単位に記録されている場合

(ア) 非開示部分のみを取り外すことが可能なものは、非開示部分を取り外す。

(イ) 袋とじを行ったもの、契約書のように割印を押したもの又は用紙の表・裏に記録されているものなど非開示部分のみを取り外すことができないものは、非開示部分を閉鎖する。

イ 開示部分と非開示部分とが同一ページに記録されている場合

非開示部分を覆って判読できないようにする。

ウ 原本によらず写しにより閲覧に供する場合

前記イによるか、非開示部分を塗りつぶし判読できないようにする。

(2) 写しの交付

前記(1)で得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

2 スライド、映画フィルム

(1) 視聴

それぞれ映写機等の通常の用法により行う。ただし、視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

(2) 写しの交付

前記(1)で得られたものを複写し、交付する。

3 電磁的記録

(1) 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行う。その一部を閲覧に供する方法は前記1の(1)によるものとする。

(2) 閲覧又は視聴（用紙に出力したものの以外のもの）

再生用の専用機器の通常の用法により行う。ただし、閲覧又視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

(3) 写しの交付

ア 前記(1)で得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

イ 前記(2)で得られたものを電磁的記録媒体に複写し、交付する。

第4 公文書の存否に関する情報についての基準

【条例の定め】

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

開示請求に対する決定は、当該開示請求に係る公文書を特定した上で、①不存在を理由とする非開示、②非開示情報該当性の判断に基づく開示、部分開示又は非開示、③非開示情報についての公益上の裁量的開示とすることが原則である。しかし、例外的に、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることになる場合がある。

本条は、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

【解 釈】

開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとき

開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする又は当該公文書は存在しないと回答するだけで本来非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

また、存否を明らかにできない情報は、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されないことから、本条は非開示情報の範囲を限定していない。

【運 用】

- 1 文書が存在しなければ不存在とし、文書が存在すれば存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否をすれば文書が存在することを開示請求者に推測させてしまうことになるので、実際に文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をするものとする。
- 2 実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で公文書の存否を明らかにしないよう留意するなど慎重な対応をする必要がある。
- 3 第10条の具体例としては、特定の個人の前科・前歴や病歴に関する情報（条例第7条第2号）、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（同第3号）、犯罪の内偵捜査に関する情報（同第4号）、買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定物資に関する政策決定の検討状況に関する情報（同第5号）、特定分野に限定した試験問題の出題予定に関する情報（同第6号）などが考えられるが、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、実施機関は、その適用に当たっては慎重に判断するようしなければならない。また、適用する

際には、当該開示請求に係る公文書が仮に存在するとした場合、どの非開示条項に該当し、当該公文書の存在又は不存在を明らかにすることがどうして非開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

第5 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる非開示情報がある場合は、当該情報は非開示とする。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第7条第4号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第4号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第5号）

2 会計文書

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計文書における警察職員の氏名等の取扱いは、個人情報の審査基準（条例第7条第2号関係）によるほか、次による。

- (ア) 慣行として公にされる職員の氏名（運用の基準・具体例1参照）を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について非開示とする。
- (イ) 職員番号（給与等個人識別の必要から、個々職員に付されている番号）は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得る情報であることから非開示とする。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、事業活動情報の審査基準（条例第7条第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当し、非開示とする。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）
- 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第4号）がないと認められるものは開示する。ただし、条例第7条第2号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・非開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（管理費、活動費等）の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費

ア 個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非開示（職員氏名、支払い相手方、支払い年月日、支払い事由、支払金額等）とする。

イ 捜査費支出額に係るもの

捜査費の支出額（所属別・年別・県警全体の月別）については、開示する。

(4) 食糧費

食糧費の支出に関する文書については、個人に関する情報（職員氏名、懇談会の相手方等）、及び次のアを除いて、原則として開示する。

定期的な会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書については、原則として開示する。

ア 捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分を非開示とする。

非開示とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とする場合がある。

(5) 入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、第7条第6号（事務事業に関する情報）に該当し、非開示とする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」により公表するものについては、開示する。

(6) 公舎の所在地に関する情報

公舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該公舎に対する不法行為がなされ、又は、当該公舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当し、非開示とする。ただし、市区町名までは開示する。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1) 基本的考え方

警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非開示とする。

(2) 本県警察が保有する都道府県警察の職員数に関する情報

保有する他の都道府県警察職員の定員等に係る情報（都道府県警察別の定員・現在員）は、開示する。

部別及び所属別の定数配分の基準に係る情報は開示する。

4 他県警察等から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

この審査基準（条例第7条第2号及び第4号関係）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の非開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

非開示事由のうち、条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・非開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防衛能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当し、非開示とする。（なお、重疊的に条例第7条第6号（事務事業に関する情報）にも該当する場合があります。）

6 「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされており、条例も法律との整合性から条例第35条において「法律の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」としている。

この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

情報公開条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書何れも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保有している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送致前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・非開示の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開条例の適用外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

(4) 公文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、情報公開条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとはみなされる

ことから、情報公開条例の適用対象となる。